

## 社会福祉法人藤崎台童園役員の職務執行に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）定款第44条の規定により法人役員（理事及び監事）の職務執行の細部について、必要な事項を定めるものである。

### (理事長及び常務理事の職務執行状況報告)

第2条 理事長及び常務理事が毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行う自己の職務の執行状況報告については、理事会を開催せずに行う理事会への報告の省略手続きによって行うことはできない。

2 理事長及び常務理事が行う自己の職務の執行状況報告の内容は、法人全体・施設ごとの経営情報、施設の事業活動の状況、事業又は経理上生じた重要事項、その他法人・施設運営上重要と認められる事項とする。

### (理事の評議員会での説明義務)

第3条 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、次の場合には説明義務を負わない。

- 一 当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合
- 二 その他正当な理由がある場合として定める次の場合
  - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要があり、かつ、次に掲げるいずれの場合にも該当しない場合
    - ・ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合
    - ・ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
  - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
  - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
  - (4) 前記に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### (理事の事業報告の報告義務)

第4条 理事は、理事会の承認を受けた事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供した上、当該事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

(理事の善管注意義務及び忠実義務)

第5条 理事は、その職務を遂行するにつき、法人に対して善良な管理者としての注意義務を負う。また、理事は、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の競業取引の報告義務)

第6条 理事は、自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引（以下「競業取引」という。）をしようとするときは、理事会に報告し、当該取引の重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない。

2 競業取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の利益相反取引の報告義務)

第7条 理事は、次に掲げる取引（以下「利益相反取引」という。）をしようとするときは、理事会に報告し、当該取引の重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。

(2) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の監事への報告義務)

第8条 理事は、法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(理事の理事会招集請求権及び理事会招集権)

第9条 理事会の招集権者（理事長）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の請求があった日から5日以内に、前項の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、自ら理事会を招集することができる。

(決議事項に特別の利害関係を有する理事の届出義務)

第10条 理事会の決議事項に特別の利害関係を有する理事は当該決議に加わることができないため、理事会の招集権者（理事長）に対し、その旨を遅滞なく届出なければならない。

(監事の理事会への出席義務)

第11条 監事は、理事会に出席しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の報告義務)

第12条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の評議員会への出席)

第13条 監事は、必要があると認めるときは、評議員会に出席して意見を述べるることができる。

(監事の評議員会への報告義務)

第14条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事の善管注意義務)

第15条 監事は、その職務を遂行するにつき、法人に対して善良な管理者としての注意義務を負う。

(監事の理事会招集請求権及び理事会招集権)

第16条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、理事会の招集権者（理事長）に対し、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の監事による招集請求の日から5日以内に、監事による招集請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、招集請求をした監事は、自ら理事会の招集をすることができる。

(監事による理事の行為の差止請求)

第17条 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為若しくは法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為により法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(委任)

第18条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。